

大阪広域水道企業団議会会議規則の一部を改正する規則の
あらまし

- 1 新たに大阪広域水道企業団議会会議規則（平成23年大阪広域水道企業団議会規則第1号）第116条第1項に定める協議等場として議員定数等調査委員会を設ける必要が生じたため、所要の改正を行います。
- 2 この規則は、公布の日から施行します。